

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ●法人の理念、園の理念はパンフレット、ホームページに掲載し、園庭の掲示板に掲示しています。園が発刊している機関紙、情報誌を用いて理念で大切にしていることを発信し、この理念を通して、法人や園の実施する保育内容、特性を踏まえた使命や目指す方向、考え方を読み取ることができます。法人の理念である「愛の精神」と保育内容との整合性が図られ、職員の行動規範として具体化するように導いています。理念に関しては、年度末の全体研修会(職員全員)で周知を図ると共に、折に触れ職員に理解を促しています。保護者へも入園説明会等で周知し、毎年保護者アンケートで理解度を都度、確認し、園主催の保護者会(保護者運営の父母会も別途あり)等で説明するようにしています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ●社会福祉事業全体の動向については、加入している日本保育協会、相模原市経営者協議会、相模原市保育連絡協議会等への参加や、法人の施設長会(法人内の高齢者施設、障がい者施設、学童クラブ等の施設長の集まり)の定例会を通じて、各種福祉分野の計画策定状況を把握し、分析しています。また、保護者アンケート、入園希望者数、園見学者数により、保育ニーズの把握と、潜在的利用者を推察し、相模原市や相模原地区社協との情報共有により、園の位置する地域の特徴・変化等の課題を把握し、分析しています。定期的にコスト、利用者の推移や利用率等の分析も行っています。		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>●経営課題については、ベース会議(施設長、副園長、主幹、主任)、リーダー会議(ベース会議メンバー、クラスリーダー)等の会議において、具体的な課題や問題点を整理し、対策を講じています。課題等は理事会、評議員会において役員と共有し、また、施設長会(法人内18施設)でも共有しています。クラスリーダーは幼児・乳児の各リーダー会議、クラス会議、パート会議等を通じてベース会議、リーダー会議の決定事項をクラス職員に周知しています。抽出された課題点の中から、新型コロナウイルス感染防止対策(殺菌機、空気清浄機、消毒器の設置)、防犯・防災対策、園舎の老朽化対策、室内環境対策への取り組みが現在、進められています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>●中・長期計画は目標を明確にし、問題点を具体的に示しています。長期計画については子どもの出生数の推移、園児数の推移、見学者数の推移等の動向を考慮し、長期的展望に立って立案しています。また、中期計画(令和3年～令和7年)については、建物の補修や改築を含めた具体的な目標、成果等が設定されています。さらに、数値目標等を設定することで評価を実施しやすくしており、必要に応じて見直しも行っています。</p>		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>●中期計画(令和3年～令和7年)の内容を落とし込み、実現可能な具体的な単年度の事業計画を策定しています。法人の認定こども園は4園となり、入園希望者の声をさらに聞き、今後の運営に生かしていく所存でいます。特に、1号認定(幼稚園教育)希望者については、より多くの意見を抽出する必要性を感じています。障がい児の受け入れについては、法人の方針の1つに「障がい児を持つ親が働ける体制をサポートする」ことを掲げ、統合保育を推進し、他園より割合を多く受け入れるようにしています。また、障がい児を持つ保護者の意見・要望も取り入れ、運営に生かしています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>●事業計画の策定は、施設長の発案によりベース会議での意見交換を基に策定しています。また、実施状況は「横山グループ」(法人の子ども園、障がい者施設、高齢者施設等の半数が所属するグループ)の全体会議において、把握し、評価を行っています。それに基づく形で、ベース会議で見直しを図り、リーダー会議で周知し、全職員に向けて理解を促しています。</p>		

【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>●単年度計画は、方針、設備、利益を中心とした事業計画と、全体的な計画を中心とする育成計画の2本立てとなります。保護者に説明するのは後者の育成計画の方となり、計画の説明では具体的な形にして分かりやすく示すようにし、保育方針と計画実現のための行事計画として説明しています。行事計画は、保護者会(5月)で説明し、行事計画を掲示することで周知を図っています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止により、保護者会が中止となったため、対応方法を改め、Facebookにて配信しました。配信内容は保護者が理解しやすいものとし、より理解が深まるよう努めています。全体的な計画等についてはファイルを開示しています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>●年間指導計画はクラス会議で検討したものを乳児研究会、幼児研究会等、全体研修の場で発表し、チェック機能を有効に活用し、評価とサジェスションを得ています。さらに、上位組織のリーダー会議でも評価、指導を行っています。クラスの年間指導計画とは別に、自己目標を含む自己評価での上司の評価、自己評価チェックリスト、専門性チェックリストを活用して個人別に保育の質の向上を図っています。第三者評価は概ね5年ごとに受審し、園全体の質の向上も図っています。これらの評価についてはベース会議で評価結果の分析・検討を行い、職員一人ひとり及び、園全体の質の向上につなげています。認定こども園としては、日、週、月、期、年間の区切りでチェックを行う体制を構築し、PDCAサイクルにより体質改善に努めています。</p>		
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>●認定こども園すこやかでは、行事ごとに保護者アンケートを実施する他、園に対する意見について年1回、保護者アンケートを実施し、集計・分析により課題を明確にし、リーダー会議で共有し、関係する部門で改善策を計画し、改善・対処に努めています。評価はベース会議で行い、改善計画の見直しを行っています。今回の第三者評価におけるアンケート結果では、駐車場の問題が多く挙がっていました。未だビル建設途中であり、土地が市営住宅の跡地である関係上、土地所有者の相模原市との折衝問題が残っており、継続して折衝を続けていく現状を踏まえ、保護者へは理解を求めています。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ●「私たちのこころえ」(以下「こころえ」という／認定こども園すこやかの規定集)に、施設長の責務を記載し、園内に掲示して職員及び保護者等に周知しています。また、「こころえ」や園則を基に職務分掌を文書化し、「こころえ」に沿って職員研修を実施しています。災害時に関する非常災害対策計画を作成し、計画の中に施設長の役割と責任を明示し、施設長不在時の権限委任(代行)を含めて明確化しています。		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> ●施設長は遵守すべき法令等を十分理解し、利害関係者(取引先等)と適正な関係を保持しています。また、相模原市園長会、日本保育協会、相模原市経営者協議会等の研修にも積極的に参加しています。環境への取り組みとして、全館LED照明への交換を実施し、研究会会報において、SDGs(持続可能な開発目標)の取り組みや、ゴミのリサイクル活動について職員に提起しています。「こころえ」や園則を基に、守秘義務、個人情報の取り扱い、パワハラ等について研修を行っています。子どものリサイクル意欲発揚のため、相模原市のゴミ再生推進キャラクター「シゲンジャー」とゴミ収集車に來園願ひ、環境や資源について学ぶ場を設け、リサイクル意識を高めました。遵守すべき法令等については、法人のガバナンスとして重要と考え、取り組んでいます。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ●保育の質の向上に関しては、例年、①「保護者アンケートから利用者の意見・要望を抽出して対応する」、②「職員は年1回、年度初めに自分の目標を立て自己評価を行う」、③「自己評価チェックリストを定期的に行う」等、教育・保育の質について継続的に評価・分析を行っています。また、ベース会議やサブ会議、パート会議を新設し、より細部に亘る体制を構築し、幅広い意見や職員の思いを収集すると共に、施設長の意向も細部に浸透するよう努めています。園内研修、園外研修、外部講師による研修等、教育・研修の充実を図り、保育に生かしています。その他、「非常勤職員の急な欠勤を減らす」、「0歳児35名への1対1対応の推進」等を挙げ、個別にこだわりのある子どもの1対1対応等、できる限りの対応に努め、施設長は指導力を発揮しています。また、賞与(年2回)に関して、職員自身の評価、上司の調整後、施設長が調整を図り、支給しています。		
【13】	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> ●クラス職員の加配(定数以上の配置)、休憩時間の確保、ワークライフバランスへの配慮等を人事、労務、財務の面から弾力的に行っています。ベース会議において同様の意識の醸成を図ると共に、その下位組織、リーダー会議との連携を強化し、施設長自らも積極的に各会議に参加することで、業務の改善や実効性の向上に努め、リーダーシップを発揮しています。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>●「こころえ」の中に人材確保・育成の方針を定め、「横山グループ」での育成方針を決めています。実習生の受け入れに関しても法人をアピールできる好機と捉え、「実習生受け入れ計画」を柔軟に見直し、受け入れ体制の構築に努めています。特に、今年度はコロナ禍において、短縮日程での要望が実習依頼校からあり、これを受け入れました。また、計画に基づき、保育士養成校等に担当者が訪問し、採用活動を行う他、就職説明会等に積極的に参加しています。今年度は例年と比較し、多くの応募がありました。新任職員に対しては、研修計画に基づいて適切な研修を行い、やりがいを含め将来像が描けるよう人事・組織体制の構築及び、定着への取り組みに努めています。</p>		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>●「就業ルール」にサービスの心得を定め、人事基準を設けています。また、専門性チェックリストや自己評価及び上司評価に基づいた評価を実施しています。処遇改善のためのキャリアアップ研修には積極的に参加を促しています。自己評価及び上司評価や個人面談等により、職員の意見を集集し、改善策を検討し、実施しています。自己評価等を考慮し、経験値の浅い職員には、将来像を描きやすい中堅・ベテラン職員（目標となる先輩が望ましい）との配置に配慮し、さらに、足りない部分については主任がフォローしています。職員育成の要請に関しては全員が意識を持って取り組んでいます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>●自己評価、個人面談により、職員の意向等を把握し、組織的な責任体制を設けています。各職員の有給休暇の取得状況等を定期的に確認し、就業状況を把握しています。健康診断、ストレスチェック等により職員一人ひとりの心身のケア、健康管理に努め、産業医の活用も可能にしています。また、個別面談の機会を設け、施設長、看護師、上司等への相談しやすい体制を敷いています。福利厚生担当部門を設定し、職員のアンケート結果を反映させながら、レクリエーション係が新人歓迎会、懇親会、ゲーム大会、夏のバーベキュー等を企画し、職員間の親睦を図っています。さらに、残業無運動、休憩時間の確保、バースデー休暇（誕生日月に寸志支給及び1日間休暇）等により、職員のワークライフバランスに配慮しています。有給休暇の取得奨励、キャリアアップによる処遇改善、職員加配等により働きやすい職場環境作りに取り組んでいます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●年度初めに各職員で目標を決め、上司とコミットし、年度末に自己評価及び上司評価を実施し、上司や管理職との話し合いで必要に応じて次期の職員一人ひとりの目標を再設定しています。また、定期的に専門性チェックリスト、自己評価チェックリストを実施し、上司が評価しています。目標設定では、経験年数に応じた基準を設け、必要に応じて目標達成の進捗状況確認のため、個別面談を行っています。</p>		

【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>●研修の基本方針において、経験年数による期待度が示されており、園則において専門資格の説明をしています。研修は研修計画に基づいて行い、報告会を通じて職員間で知識・情報を共有しています。また、各研究会についても実績報告を行い、評価に基づいて見直しを図っています。園外研修の受講の目安として、経験値の浅い職員は「実務的テーマ」の研修を、中堅職員は「理論的テーマ」の研修を中心として促しています。件数計画は年度方針、組織・人員体制に応じて決めています。園内研修については、今年度の計画を年度初めに決め、園外研修の報告・伝達研修を加えて実施しています。</p>		
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>●職員一人ひとりが取得した資格一覧表を作成し、個々の取得状況を把握しています。保育士以外の資格取得に関しては、認定こども園であり、幼稚園教諭資格や送迎バスでの大型I種免許等、業務に直接関係のある資格もあり、体操に関しても初級レベルから上級レベルまでの資格等、幅広い資格取得をバックアップしています。これら資格取得に応じて給与に手当として反映されています。また、新人研修、部署別・テーマ別の各研究会を設け、個人の水準に応じて参加できるようにしています。法人本部主催による、研究発表や、役員と施設管理者及び主任対象の研修会も設けられています。さらに、海外研修をはじめ、職員一人ひとりが研修に参加できるよう配慮し、推奨しています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>●実習生等受け入れの基本姿勢を明文化し(「こころえ」に記載)、実習生の研修マニュアルを整備しています。実習依頼校との担当は主幹が行っています。多様な年齢のクラスでの実習や、子どもたちの前で実際行う部分実習等、専門職種に配慮したプログラム構成となっています。実習終了後に反省会を設け、実習生から疑問点や感想等を聴取し、それを実習したクラスへフィードバックして今後の活動に生かしています。実習中はできるだけ声をかけたり、反省会で実習クラスのリーダーの参加を求め、指導力の向上につなげています。実習依頼校と実習前から連携を図り、プログラムや実習生の体調等、実習期間中も連携体制を取っています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>●ホームページに法人、園の理念、基本方針、保育内容、第三者評価受審の結果、相談・苦情の体制等の内容を公開しています。子育て支援事業や行事等を掲示し、地域に向けて周知しています。また、法人広報誌「はんぶんこの福祉」や、園の広報誌「COSY」を地域の公民館や学校に配布し、園の存在意義やその役割を広く伝えています。見学者や来園者には、園のパンフレットや子育て支援センターのパンフレットを配付し、理念や基本方針、園の活動内容を広報しています。</p>		

【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ●認定こども園における事務、経理、取引等に関するルールは経理規定等に明示され、職員に周知しています。また、元職員数名が退職後、再就職した資格を有する会社に内部監査を委託すると共に、外部の公認会計士による監査も実施しています。それらの結果に基づいて定期的に改善を図っています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ●園則において、運営の方針として「子どもと地域との交流」を基本的な考え方として謳っています。相模原地区社協やボランティア団体が、園行事に参加する際の支援体制もあります。地域の団体が行う「クリスマス会」等の行事に園児が参加する際には、個別的な配慮をしながら職員の支援の下、交流を行っています。「ふれあい保育」、「もちつき」、「どんど焼き」等、地域の方々との交流を定期的に行っています。また、高齢者との交流も行い、昔遊び、わらべ歌、お絵描き等を教わっています。地域に対して法人内の「病後児保育センターぽっかぽか」、「夜間保育所ドリーム」や相模原市子育て相談等の利用を推奨しています。施設長は、児童委員の経験を持ち、虐待の実態を鑑み、当園が福祉の拠点になれるよう地域とのつながりに尽力しています。		
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> ●「こころえ」にボランティア、体験学習等の受け入れに関する基本姿勢を明示し、その方法をマニュアル化しています。受け入れでは、事前説明会を行い、体験学習についての注意点(持ち物や守秘義務等)を説明しています。保育養成学校の学生が就職前に実際に子どもたちと触れ合う保育体験も受け入れています。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> ●社会資源のリスト一覧を備え、「こころえ」に掲載して職員間で共有しています。相模原地区社協、児童相談所、地域のこどもセンター、市立療育センター(陽光園)等と協働して活動に取り組んでいます。また、地域の子育て支援事業等を地域の民生委員と連携し、活動を行っています。被虐待児の対応では、要保護児童対策地域協議会に参加し、児童相談所とも連携を図っています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> ●法人の自主事業である、「福祉セーフティーガード支援隊」事業や評議員会、また、相模原地区社協や民生委員との連携、地域の会合や交流の中で福祉ニーズの把握に努めています。「福祉セーフティーガード支援隊」では、法人の「横山グループ」、「淵野辺グループ」で支援隊組織を作り、コロナ支援金、詐欺被害者の支援、DVのシェルター等の活動と支援を行っています。地域のひとり親家庭や貧困層への支援として、「こども食堂」開設を計画していましたが、コロナ禍により中断しており、時期を見て実現していく予定です。		

【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> ●「福祉セーフティーガード支援隊」(前述)、さくら応援金(小学校の卒業前に贈る支援金)、ひとり親家庭助成金等、法人自主事業として事業計画に明示して地域に向けた活動を行っています。手続きの簡略化に努め、支援を必要とする方へ直ぐ支給・支援されることで大いに地域の福祉活動に貢献しています。認定こども園すこやかとしては、横山地区福祉コミュニティー作りの会合に参加して協働を行っています。また、公民館において行われる相模原地区社協主催の手作りおもちゃ作りの会「親子サロン」に子育て支援メンバーが出向き、同館の「クリスマス会」等で福祉サービスの提供や、子育て相談を行っています。園では、福祉避難所に登録し、地域への支援の取り組みを行い、津久井豪雨災害義援金、年末共同募金も実施し、地域社会に貢献しています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> ●基本方針に、「子ども一人ひとりを大切にすること」を謳い、倫理要綱に人権の尊重について明示し、基本的人権について全体研修会で施設長が訓示を行っています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症防止により、研修は実施せず、昨年末に文書にて配付をしています。職員に対しては、クラス会議等で子どもの人権について状況把握を行い、子どもたちへは支援保育、異年齢保育、同年齢保育等、様々な関わりのできる環境を用意して理解につなげています。「倫理要領」には、性差への配慮他、人権、文化、障がい、国籍等の尊重について明記され、①理念、②尊厳、プライバシー、③子どもが関心の持てる配慮等について記載して周知しています。		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント> ●プライバシー保護については、「倫理綱領」、「個人情報保護に関する規則」に明示し、研修により理解を促し、教育・保育に当たっています。一人ひとりの子ども・年齢に応じて、相応しい環境の中でプライバシーの保護を工夫しています。例えば、泥んこ遊びの際は、園庭のフェンスにフェンスシートを張り外から見えないようにし、園外保育の場合には、個室テントと簡易トイレ等を設けて配慮しています。保護者へは、園だより等で取り組みを周知し、理解を促しています。また、プライバシー保護については「こころえ」にも記載しています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> ●園の情報提供について、ホームページやパンフレット等に法人の理念、園の理念、基本方針を示し、写真や絵、図を多用して園の内容が分かりやすいよう工夫しています。子育て支援のパンフレットは公民館等に設置して情報を提供しています。また、園の季刊誌は店舗のある法人関連施設や、一般店舗、児童館、公民館等に置いています。利用希望者、園見学者については、電話にて予約を受け、園内を個別で案内し、パンフレット等を用いて説明しています。遠方のため、見学に来園できない方にはホームページから情報が得られるよう案内しています。園定員の変更がある場合は、丁寧に説明しています。		

【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>●教育・保育の開始にあたり、入園・進級のしおり、重要事項説明書を用いて入園説明会を行い、利用契約書等は書面にて同意を得ています。また、変更時は必要書類、パンフレット等にて内容を説明し、同意を得ています。説明会資料は、パンフレット、スライド等を用いて、視覚的に分かりやすく提供し、理解しやすいよう工夫しています。配慮の必要な子どもの保護者へは、施設長や担任の他、必要に応じて看護師、栄養士等の専門職職員も同席して個別対応で説明を行うようになっています。</p>		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●転園等、園の変更については、転園先の求めに応じ、保護者もしくは役所の同意を前提として学籍簿の提供を行っています。また、転園後の連絡先を把握してその後の対応に備えるようにしています。卒園児の保護者には、希望制にて後援会「卒園児親の会」を案内し、小学校の卒業まで1年生キャンプや、季節の園行事等の案内を行い、保育の継続性に配慮した対応を行っています。後援会については書面にて説明を行い、担当者も配置しています。また、支援対象児は卒園児の会「かたつむり親の会」があり、高校卒業までの間、夏のデイキャンプや夏祭り、クリスマス会等、行事に参加ができるようにしています。それらの機会に職員への相談や、親同士の交流が図られています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>●職員は、日々の活動や子どもの様子、言動の観察を通して子どもの満足度を把握し、各部署やクラス会議等で情報を検討し、必要に応じてリーダー会議、ベース会議へ提案を行っています。職員は、子どもが楽しく遊べる方法を常に考え、具体化に取り組んでいます。保護者の満足度に関しては、保護者アンケートを年度ごとに実施し、個別面談や保護者懇談会等から利用者満足度を把握しています。法人内に「利用者満足向上委員会」を設置し、改善を検討すべき案件について調査・分析を行い、「横山グループ」で組織的に検討を図り、改善が必要な場合は改善計画を策定し、園内に担当者を決めて実施しています。「横山グループ」の異職種からのアイデアは改善の参考になっています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>●苦情解決の体制は、法人及び園として整備し、保護者には「入園・進級のしおり」で仕組みを説明しています。また、苦情解決の仕組みは掲示及び、ホームページ等でも周知しています。園内に「なんでもボックス」(意見箱)を複数設置し、意見や苦情は軽重に関わらず、保護者が気軽に投函しやすいよう工夫をしています。苦情等は受付、経過、結果について記録及び保管を行い、必要に応じて第三者委員に相談し、対応策や結果については、匿名の場合は園だより等で周知し、内容によっては個人へ伝え、申出人に配慮した上で公表するようになっています。毎年度、法人内18施設が第三者委員への報告会を開催しています。苦情等は、「利用者満足向上委員会」と連携を図り、教育・保育の質の向上につなげるようになっています。</p>		

【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>●「入園・進級のしおり」に、苦情受付制度の他に、「なんでもボックス」、個人連絡帳等、相談方法について自由に選択できる旨を記載しています。苦情受付担当者は複数人配置し、相談相手を選べる体制があることも保護者へ伝えてあります。「入園・進級のしおり」は年度ごとに全家庭に配付し、周知を図っています。相談の際は、面接室を活用し、相談しやすい環境整備を心がけ、プライバシーにも配慮しています。また、常に保護者が話しやすい雰囲気作りに努め、担当以外の施設長、主幹、主任等は送迎時には声をかけるよう努めています。</p>		
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>●入園説明会、園だより、保護者懇談会等で、個人面談や相談をいつでも受け付けていることを積極的に伝え、面談では、必要に応じて、保護者の了解を得て主任や主幹、施設長、看護師、栄養士等が同席し、相談内容に応じた対応ができるよう配慮し、意見を聞く姿勢を示しています。また、「なんでもボックス」を複数設置し、保護者アンケートを実施し、意見等の把握に積極的に取り組んでいます。意見等の記録方法・報告の手順、対応等についてはマニュアルに詳細を定め、整備し、定期的に見直しを図っています。検討に時間を要する場合は、相談者に経過の状況を説明し、関係部署と連携を図り、迅速な対応に努めています。受けた意見等は、関係部署や「利用者満足向上委員会」と連携を取り、流れを把握した上で改善を図り、職員の教育、保育の質の向上につなげています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>●安心・安全なサービスの提供に関しては、「安全管理委員会」を設置し、責任者、担当者等を明確にしています。園内での事故発生時に関するマニュアルを整備し、各クラスに配備しています。全体研修会での事例や、事故データを分析し、事故発生状況報告を行い、「職員向け掲示」にて周知及び注意喚起を行い、再発防止に努めています。事故及びその適切な処理に関する手順書を備え、「安全管理委員会」で事故防止策の有効性について評価し、必要に応じて手順書の改定を行っています。リスクマネジメントについては、「横山グループ」でリスクマネジメント体制を設けて対応しています。</p>		
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●感染症対策については、「衛生管理委員会」を設置して管理体制を整備しています。各クラスに感染症対応マニュアルが配備され、看護師等を講師として全体研修会や、部署別に研修会を実施しています。インフルエンザ等の感染症や登園禁止疾病、特に、新型コロナウイルス対策については感染症予防策が適切に講じられています。感染症・発生時には看護師を中心に適切な対応が成されています。「感染症予防、発生時対応マニュアル」は定期的に見直しを図り、職員へは「衛生だより」にて周知し、保護者へは「すくすくだより」で情報提供しています。感染症の蔓延防止では、マニュアルに沿って看護師を中心に、対応方法・予防策を周知しています。子どもたちへは手洗い、消毒を励行し、定期的及び随時、室内換気を心がけ、手拭きはタオルからペーパータオルに切り換える等、予防に努めています。</p>		

【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●災害対策については、立地場所の地形から、水害の危険性は先ず考えられず、建物の構造等から災害の種類、規模等を推測して火災、地震を中心とした訓練を実施しています。また、地区の自治会、ボランティア団体、連携する保育園、認定こども園等との合同訓練も実施しています。園舎には非常時滑り台、非常階段等が設置され、緊急時に備えています。保護者及び職員への連絡手段・方法は「こころえ」に定め、災害訓練を通して周知しています。備蓄については備蓄品リストを作成し、管理者を決めて管理しています。地域の備蓄品は横山小学校で管理されています。園では、非常災害対策計画、事業継続計画を策定しています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>●認定こども園すこやかにには保育に対する「基本姿勢」があり、「基本姿勢」の実施方法は「こころえ」に記載され、全職員は保育の「基本姿勢」に沿って教育・保育に当たっています。「基本姿勢」では、一人ひとりの子どもを大切に受け入れること、職務上知り得た内容や情報は守秘義務の心得を忘れず職務を全うすること等が明記されています。「基本姿勢」は全体研修等で確認し、各クラスに備え、いつでも確認できるようにしています。主任・主幹がリーダー会議やクラス会議へ出席する場合にも、都度「基本姿勢」を確認しています。「基本姿勢」・「基本方針」を基に、子どもの興味・関心を大切にして柔軟な教育・保育が行われています。標準的な実施方法＝「こころえ」＝マニュアルの構図は、「基本姿勢」に沿って成されています。例えば、登園中の投薬は原則行わないことが明記されていますが、看護師の常駐により、当日の昼の投薬分(医師の処方箋)1回に限り、投薬を認めています。</p>		
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>●標準的な実施方法(「こころえ」＝マニュアル)については原則、年1回または必要に応じて見直しを行っています。子どもの興味・関心に沿って、子ども中心の指導内容等に変更しており、見直し時に必要に応じて反映させています。クラス会議等では、職員からの意見や、保護者アンケート、「なんでもボックス」、連絡ノート等による保護者のニーズ等を抽出し、意見や提案を出来るだけ反映するようにし、変更・改訂することの良さを伝えていきます。今年度はコロナ禍により、多くの変更が生じています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>●指導計画のアセスメントの責任者はクラスリーダーとし、学年ごとにリーダーを配置し、検討をしています。アセスメント用紙は入園時での記載と、発達に応じて個別に記載する2種類により実施しています。障がいのある子どもについては、臨床心理士、理学療法士、作業療法士等と保育、支援内容、ねらい等、配慮の協議を行い、保育に生かしています。また、療育機関との情報交換、該当児の保護者との面談等から意向を基に支援計画(支援が必要な子どもの個別支援計画)を作成し、保護者にも確認を取っています。アセスメントの結果については、クラス会議等で振り返り、評価を行い、次期計画につなげています。さらに、発達心理学者等の専門的知見を有した関係者に来園願い、個別面談の機会を設定する等の対応も行っています。</p>		

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●保護者に対して、園全体に対する利用者アンケート(毎年2月)を実施し、統計結果・意見等についてリーダー会議で検討し、それを踏まえて指導計画の見直しも検討し、主幹、主任が参画の下、次期指導計画を作成しています。指導計画は園内に掲示し、保護者が閲覧できるようにしています。職員に対しては、伝達ノートやドロップボックス(パソコン入力可能なアクセス共有化システム)で周知しています。指導計画を緊急に変更する場合は、主幹、主任が同席してリーダー会議を開催し、検討を図り、変更後は全職員に周知しています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>●個別支援計画は、入園時、面接記録、健康カルテ等の情報を基に立案し、園児記録要領を作成しています。記録の書き方について、基本的事項を定めた文書を備え、各職員の記入後はクラスリーダーが確認し、クラス会議やリーダー会議等で情報を共有し、回覧や伝達ノート、ドロップボックス等で職員に周知しています。昨年度から園独自のソフトを導入し、ハード面でもパソコンやタブレットの大幅な増設により、職員の事務作業の軽減へとつなげました。これに加えて、専門業者と提携したシステムを構築し、さらなる業務スピードの向上、効率化を目指しています。記録方法の標準化の試みは評価すべき点であり、運用が開始されたばかりのシステムを今後、全職員が十分に活用し、一層の記録等事務の省力化へ発展させていくことを期待しています。</p>		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>●個人情報保護に関しては規則を定め、各職員がパスワードで閲覧できる範囲を限定した安全管理措置を設定しています。記録管理の責任者を定め、種類により保存年数が法律で規定されており、この規定に従っています。「こころえ」の中にも保存年数、保存管理責任者を明示しています。職員に対して、個人情報保護に関する研修を行い、職員は理解し、遵守しています。保護者には「入園・進級のしおり」で説明しています。</p>		

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども子育て支援法、教育基本法並びに児童福祉法、その他関連法令等に基づき、理念や方針を反映し、子どもや家庭環境、地域の状況等を加味して、施設長、主幹、主任で検討し、編成しています。編成にあたり、クラスでの意見・要望等は各クラスで検討し、その後リーダー会議等で検討を図り、編成に生かしています。園のプログラムは教育的プログラムであり、特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」と「小学校教育への円滑な接続に向けてのアプローチカリキュラム」を重点に展開しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>●子どもたちに気持ちよく過ごしてもらうために、室温、湿度を定期的に測定し、換気や採光にも気を配っています。また、年2回専門家による環境衛生検査を行っています。木の素材や柔らかな色調の家具、遊具の設置を心がけ、畳やマットのコーナーを用意して寛げる場所を確保する等、環境整備に努めています。食事や睡眠のための生活空間を、子どもの状況を考慮して、心地よい場所となるよう工夫し、手洗い場やトイレは、子どもの年齢に応じてサイズ、高さを変えて設置しています。また、毎日の掃除、その都度の清掃、消毒等を徹底し、子どもたちの安全・衛生面に配慮しています。布団(水洗い出来るもの)の乾燥は毎月実施しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●子ども一人ひとりの発達や家庭環境による個人差を尊重し、子どもが安心して表現できるよう、職員は「待つ」「受容」を心がけて対応しています。また、言葉での表現や、伝える力が未熟な子どもに対しては、表情や視線等から子どもの気持ちを汲み取るよう努めています。職員は、子どもの欲求を受け止め、気持ちに添いながらも保育者の提案も分かりやすく伝え、子どもに対して分かりやすい言葉づかい、穏やかな話し方を心がけて対応しています。急かす言葉や必要以外の制止や禁止の言葉は使用しないよう努めています。子ども本意の取り組み例では、文字の学習において、遊びを通して学びにつなげるよう「郵便屋さんごっこ」を行い、マグネット式の文字を使用して「手紙ボックス」(子ども作成のポスト)に手紙を投函します。子どもたちは、「自分で書いた手紙を自分で届けるのはおかしい」、「郵便屋さんが届けては」と考え・提案し、保育士が「郵便太郎」になって届けるようにしました。このように子どもの提案を受け入れ、主体的な遊びにつなげています。また、園では体操、リトミック、わらべ歌、習字、英語、手話、ICT等、多彩なプログラムが各年齢に応じて用意されていますが、支援を必要とする子どもには無理をさせず、その子なりの参加に配慮しています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●子どもの発達の状況に応じて無理強いをせず、基本的な生活習慣が身に着けられるよう援助しています。習得にあたり、保育者のペースでなく、焦らず、子どもの自発性を尊重して「待つ」こと、部分的援助により子どもの主体性を重んじて対応しています。毎日の生活は一人ひとりの子どもの状態に応じて、「活動」と「休息」のバランスが保たれるように工夫しています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもの理解力や年齢に応じて、日々の積み重ねのなかで援助しています。食事、睡眠、排泄、着替え、朝と帰りの支度等、年齢と発達に応じて必要な支援を行っています。何よりも大人である保育者がその手本となるよう努めています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>●園では、室内外の玩具を見直し、自由に遊べる玩具数を絞り、適宜、入れ替えを行っています。過剰になっている玩具等を整理することにより、結果、散漫と遊ぶのではなく、本当に遊びたい玩具を子ども自らが選択し、その玩具で重点的に遊ぶ姿がより多く見られるようになりました。園庭での泥んこ遊びや水遊びでは、水道管や樋等、自由に使える部材から、自発的な発想の遊びを仲間と協同して行っています。園庭や屋上園庭、公園等での戸外活動で身体を使った遊びを十分に行い、散歩や公園では身近な自然と触れ合っています。また、生活の中にグループ活動を取り入れ、生活と遊びを通して人間関係が育まれるような環境作りを行い、4歳、5歳児クラスでは、異年齢クラス、同年齢クラスでの活動を行い、散歩を通して地域の方々との交流や様々な人との触れ合いの機会を大切にしています。職員は、「危険だから行わない」ではなく、「危なくないようにどうするか」を考え、子どもの豊かな経験を支援するよう努めています。子どもたちの制作物は継続的に、また、発展的に楽しめるよう環境整備を検討し、工夫しています。乳児クラスの子どもたちも、散歩や公園での戸外遊び、虫や生き物との触れ合い・飼育を通して、関心が広がってきています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●職員は、0歳児の体力、睡眠、休養、活動へ配慮し、長時間安定して過ごすことに適した生活環境と遊びに工夫をしています。特に、0歳児が安心・安定できるよう、保育士等と愛着関係(情緒の安定)の構築に努め、特定の職員が関わり、環境に少しずつ慣れていけるよう配慮し、愛着関係を育んでいます。保育士は、子どもの表情一つひとつを大切にし、子どもの動きに応じて応答的な関わりを大切にし、ゆったりと応じるよう心がけ、子どもの気持ちを汲み取るよう保育を進めています。0歳児が、興味や関心を持つことができるよう発達に合わせて玩具を考え、手作り玩具の作成をしています。また、生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にして連絡帳を通して家庭においての状況を把握し、園での子どもの様子、授乳の様子等、日頃の細かな様子を保護者に伝え、園と家庭とで共有しています。また、個人面談、クラスだより、送迎時の対話等を通じて連携をしています。</p>		

【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●自我が強くなる年齢であり、クラスで一人ひとりの様子を情報交換し、個々の子どもの気持ちを十分に受け止めるように努めています。探索活動等は、子どもの状況に応じて、子どもが自分の力で取り組もうとする気持ちを尊重し、「できない」とせず、どのようにしたら「できるか」を考え、チャレンジできるように環境設定をして子どもの「できた」喜びにつなげています。玩具は、子ども自身で選んで使えるような環境を整え、自発的な活動ができるよう援助しています。また、異年齢との交流を図り、保育者も積極的に介入することで、安心感を与え、様々な年齢の子どもとの係わりを深めています。さらに、散歩等で地域の方と交流する等、保育者以外の大人との関わりを持つ機会も設けています。園では、家庭の状況で朝食を取れなかった子どもに対して、午前のおやつを量を増やす等、配慮をしています。</p>		
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●各年齢に合わせたカリキュラムを考案し、「母集団」、「仲間」、「自他の認識」、「協同」等、年齢別に検討し、幼児クラス全体で話し合い、評価をしています。3歳児は、個人の興味・関心と集団での活動を並行して園生活を過ごし、遊びを中心とした子ども一人ひとりの興味や関心のある活動に取り組めるよう環境を整えています。異年齢保育では、お兄さんお姉さんとの関係も加わり、豊かな人間関係を育んでいます。また、自我を生かしつつ集団生活が進められるよう適切にサポートしています。4歳児の保育では、集団の中で自分の力を発揮することができるよう援助し、遊びや活動を通して友だちに譲る、一緒に遊ぶことができるよう支援しています。5歳児では、集団の中で一人ひとりの子どもの個性を生かし、友だちと協力して1つのことをやり遂げるといった活動や創造した遊び等に取り組めるよう環境を整えています。保護者に対しては、掲示板を利用してドキュメンテーション(写真等)を掲示し、クラスだより、Facebook等で保護者に伝えていきます。発表会は保護者に日頃の子どもたちを見てもらう場となるよう努めています。また、地域小学校に向けても情報誌等の発行、手紙のやりとりを行う等、子どもたちの成長を伝えていきます。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●障がいのある子どもに対しては、エレベーターの設置、オスメイトのトイレ設置、幼児クラスでのおむつ交換台の設置等、障がいの有無に関係なく共に生活する中で必要に応じた配慮を行っています。支援の必要な子どもの個別の指導計画は、クラスの指導計画を反映して作成し、計画に基づいて教育・保育を実施しています。障がいのある子どもの保育は多様な子ども同士の関わりが持てるよう配慮して進めています。また、保護者同士が情報交換をできる場を設け、理解を促しています。園では、理学療法士、臨床心理士、作業療法士、発達心理学者等の専門職を非常勤職員として配置し、専門的な知見から今後の支援に対しての意見交換をしています。説明会やパンフレット、ホームページ等に支援保育について記載し、行事等で実際に見てもらう機会を提供しています。職員は、相模原市の支援コーディネーター研修を受講し、必要な知識、情報を得、適正な対応にあたり、他の職員とも知識を共有して保育に生かしています。前園長である小林和雄の提唱した「関係保育」の考えの基、一人ひとりの違いを認め合う関わりを大切にしています。</p>		

【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>●認定こども園での長時間の生活を考慮し、夕刻からの活動内容をゆったりとしたものにする等、生活リズムや子ども一人ひとりに応じた配慮をし、家庭的な雰囲気を心がけて保育を行っています。保育室を2部屋用意して遊びの緩急等ができるよう配慮し、そのために遅番職員を1名増員して対応しています。異年齢で過ごすため、保育室の玩具等も配慮し、保育時間の長い子どもには軽食やおやつを提供しています。保育者間で、連絡事項やケガの報告等、引き継ぎを確実にを行い、伝達漏れの無いよう保護者に伝えていきます。「お帰りなさい」と温かく出迎える基本体制は保護者から好意的に受け止められていますが、それと同時に、詳しい話を聞きたい保護者への個別対応も大切と考えます。延長保育では、担当クラスの保育者以外の場合も多く、日中の様子を保護者に伝える際に、口頭での伝達が形式的になることがあり、連絡ノート等は活用していますが、さらに連携を深めるための検討に期待されます。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画に、小学校との連携や就学に関する事項を記載し、計画に沿って実施しています。子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会を設け、年長児は近隣の小学校の学校探検を行う他、1年生、5年生等と交流の機会を設けています。保護者に対しては、年長児の保護者の不安等に配慮し、個別面談等で応じています。また、支援保育対象児については、希望により授業参観の機会も持つよう促しています。職員は、就学先の小学校教諭との面談、電話での対応等や、小学校教諭の保育参加を受ける等、連携を図っています。コロナ禍の今年度は、現1年生の1日の生活の流れ、教室内や給食の様子等が分かるビデオを小学校に依頼して撮影・編集してもらい、それを子どもたちが見て学校生活を理解するといった形式で交流を図りました。この事例からも開園以来、地域と密接な関係性を築いてきた園の在り方が伝わります。施設長の責任の下、関係する職員が「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成し、就学先へ提出しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●健康管理に関するフローチャートを備え、子どもの健康状態を把握しています。子どもの保健計画を作成し、健康状態に関する情報は伝達ノートで職員間で確認し、保育に生かしています。入園時に保護者から予防接種の接種状況等の記載を受け、新たな接種時は連絡を受けるよう周知し、看護師からも接種済みか否かの確認をしています。園内でのケガ、体調悪化等は速やかに保護者に伝えると共に、その後の経過も確認し、職員間で共有しています。保護者へは、健康だよりや掲示板で、健康に関する情報を発信し、啓蒙しています。職員に配付している「私たちのこころえ」に、乳幼児突然死症候群(SIDS)を記載し、周知徹底を図っています。また、園内に乳幼児突然死症候群(SIDS)のポスターを掲示し、保護者に対しても注意喚起を図っています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>●歯科健診は年2回、健康診断は園医により0歳児は毎月、1歳児は年4回、2歳児以上は年2回実施しています。健診にて低身長児、低体重児については園医を通じて子育て支援センターへ連絡しています。健康診断結果は看護師がまとめ、傾向を分析し、保護者に掲示し、保健計画にも反映させています。また、個人票に記録し、職員に周知して保育に生かしています。健康診断の結果によって既往感染症、予防接種歴を医師に相談し、園全体の感染防止に反映させています。家庭でその結果が有効に生かされるよう、健康診断・歯科健診の結果は保護者に伝え、再検査等がかりつけ医にて受診するよう促しています。</p>		

【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●アレルギー疾患のある子どもに対しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。生活管理指導表を基に、該当児に合わせたアレルギー表を作成し、別場所による調理、別テーブルへの配膳等の徹底を図っています。配膳については、栄養士、職員間でダブルチェックを行い、別食器・トレイ、名札を示し、誤配膳、誤食のないよう十分に徹底しています。年2回、該当児の保護者と面談を行い、生活管理指導表を基に改善した食材等についてはアレルギー改善の診断書を記載してもらっています。食事では、食材や味付けを工夫し、味や見た目が普通食と同じようになるよう努めています。職員は、アレルギーに関する研修等を受講し、必要な知識・情報を得、知識を深め、業務に生かすよう取り組んでいます。園では、アレルギー食の給食サンプルも展示し、保護者に伝えています。医療的ケアが必要な子どもに対しては、看護師との連携の下、適切な対応を行っています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>●園では、お楽しみ会、流しそうめん、クッキング、地域の方を招いてのすいとん作り、わくわくレストラン等、子どもが食事を楽しめる行事を企画しています。今年度は新型コロナウイルス感染予防に努めながら、おにぎり作り、熟成味噌を使った料理、栽培した大豆からの黄な粉作り等、様々な調理体験を個別に実施しました。また、魚の種類・生態を図鑑等で学び、実際に職員が解体して見せることで、子どもたちは命をいただくこと、調理をする人への感謝の念を抱き、食育へとつなげています。コロナ禍においても、子どもたちが一緒に給食を楽しめるよう、職員手作りのスクリーンガードを設置する等、随所に工夫を施しています。アレルギー対応として、粟、稗、黍等の食材を使用したメニューを用意し、安全面にも配慮しています。</p>		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>●一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をし、その子どもに応じた調理を個別に対応しています。調理師は食事の時間に巡回し、食事の様子を観察する他、調理室との連携による「いっぱい食べたかな」(各クラスで用紙に記載して提出)を栄養士、調理師が毎週チェックを行い、喫食状況、形状の適正等を確認し、調理や配膳に反映させています。「いっぱい食べたかな」カードから人気の料理は、のびやかパン、味噌作りのすいとん、おにぎり等が挙がっています。残食状況は日報、日誌に記録をまとめています。献立は、旬の食材を使用し、配膳での色彩等に配慮する等、様々な工夫に努めています。また、地域住民との触れ合いを大切に、どんど焼き、餅つき、焼き芋等、様々な行事を展開しています。調理室職員は各クラスの食事の様子を巡回し、子どもたちと対話する機会を設けています。園では、大量調理マニュアルを基に、安心、安全な衛生管理を徹底しています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●家族が参加できる行事として運動会、お遊戯会、作品展や、教育保育参観等があります。さらに、保護者会、個人面談、デジタルフォトフレームでの写真掲示、ビデオ鑑賞会等を行い、子どもの生活を紹介し、保護者と一緒に子どもの成長を共有できるよう、家庭と連携を図っています。家庭の状況、保護者との情報交換の内容等は必要に応じて相談記録、日誌の中の子育て支援欄に記録しています。認定こども園すこやかは、保護者が参加できる行事等を多く設け、教育・保育の内容理解につなげています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>●日々、保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築くよう心がけています。送迎時の声がけ、連絡ノートの活用や、個人面談での対応を行い、積極的にコミュニケーションを図り、随時個人面談等も行えるよう周知しています。就労時間や個々の事情を配慮し、保護者の相談に応じられるよう取り組んでいます。離乳食やミルク、兄弟関係、発達の不安等について相談を受けることもあります。家族との話し合いの状況は相談記録に記録しています。支援を要する子どもや、発達に関すること、また、地域の方の相談等、それぞれ担当部署を設け助言が受けられる他、臨床心理士や発達心理学者等、専門家からの意見も受けられるようにしています。認定こども園すこやかは「相談支援事業所」を併設しており、状況に応じて対応が可能です。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>●家庭での虐待等権利侵害のケースでは、虐待への対応のフローチャートやチェックリストを基に共有する体制を構築しています。クラス担任から主任、施設長へと報告する体制を整え、施設内で守秘義務を徹底して情報を共有し、その後の対応を協議しています。保護者への初期対応では、施設長や主任との個人面談を通じて、精神面や経済面、家庭内の状況等を伺い、施設として可能な支援を行うようにしています。虐待が疑われる子どもの早期発見についての研修を行い、虐待への対応マニュアルを整備し、対応を統一しています。施設長は、地区社会福祉協議会理事であり、地域の民生委員、児童相談所、子育て支援センター等関係機関と連携を図り、相談や関連施設の利用も可能としています。虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう日常から子どもの心身の状態や、家庭での養育の状況について把握するよう努め、気になる子どもに関しては継続的に見守り、親の不安や悩み等に留意し、必要に応じて個別に話を聞くよう配慮しています。園では規定数以上の職員を配置し、子どもの変化等を複数の目で確認しており、今までにも多数の案件を関係機関と連携して、子どもが安心できる環境保全に努めてきました。新型コロナウイルス感染症による社会不安が続く中、自粛生活という「密室」環境下において、さらなる注視が必要となり、子どものみならず、母親・家庭への支援をより深めていかれることを期待いたします。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>●日々の教育・保育の中で振り返りを行い、改善に努めています。また、保育士は自己評価チェックリストを用いて自己評価を行っています。自己評価は単に自分の評価だけではなく、子どもの精神面での発達や、活動の過程の状況も併せて重視して評価を行っています。学期ごとに、自己評価チェックリストにおいて振り返りを行い、課題の把握、改善に努めています。年間の自己評価は上長の評価も併せて行い、個人の次年度目標設定につなげています。また、その内容分析によって施設全体の自己評価とし、施設運営に反映させています。人員配置では、主任等に若手を起用し、ベテラン職員をアドバイザーとして位置付け、さらに中間層のレベルアップも図りました。新型コロナウイルス感染症拡大という有事下ではありますが、各職員は改めてPDCAの基本姿勢に立ち返り、制限された日々の中でも最善の教育、保育を実践しようと丁寧に話し合い、意識の向上へとつなげました。</p>		